

学校のいじめ防止活動におけるスクールカウンセラーの役割

The Role of School Counselor in the Preventing Bullying at School

石川悦子

ISHIKAWA, Etsuko

Abstract

In recent years, the need for psychological education, which is a preventive and developmental support for students, has increased and its introduction is expanding. Educational consultation from now on is important to prevent, to detect early, to support early, to respond, and to build a system with emphasis on consistent support from the time the incidents occurred to the improvement / recovery of cases. School counselor plays a major role in its practice. In this research, we investigated the preventing bullying being conducted at school and whether SC is involved in the activities. As a result, it was found that various activities were mixed in preventing bullying. It is necessary to assess the school and develop psychological education suitable for the school and children.

keyword : いじめ防止活動 心理教育 スクールカウンセラー

I 問題と目的

臨床心理士等の心の専門家を公立学校にスクールカウンセラー（以下、SCと略記）として配置し活用する事業は、1995年に全額国庫の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」としてスタートし、その後2001年度より「スクールカウンセラー活用事業補助」となり、国庫補助率が1/2から1/3へと変更されながら発展してきた。当初、全国154校から始まったSC配置は、2017年度26,337箇所へと大幅に拡大するとともに、教育支援センター（旧適応指導教室）や特別支援学校等への配置など、実態に即した柔軟な活用がされるようになった。国は、2019年度までに全国の公立小中学校（27,500校）へのSC配置を目指している。ただし、本事業は法律に基づく制度化に至っていないために、例えばSCの勤務形態は、年間35週×4時間（週1回）を基本としながらも、その運用は各自治体の財政基盤や臨床心理士等の人材確保の状況によって決定されるため、地域格差が生じている。首都圏では、単独校に年間35～38週×8時間（週1回）の配置が実現している一方で、自治体によっては拠点校方式や巡回方式を採っており、同一校での活動時間は基準には届かない場合も多い。

この趨勢のなかで、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27〔2015〕年12月中央教育審議会）が公表され、「チームとしての学校」の整備によって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の参画を得て課題の解決に求められる経験や専門性を補い、子どもたちの教育活動を充実していく方向性が示された。この答申には、SCの職務内容を法令上明確にすることや、将来的にはSC等を教職員定数として算定することなどについて、今後検討していくと明記されている。これを受けて、学校基本法施行規則（第65条の2）に、「スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する」と記載され、SCの法令上の位置づけが明らかになった（2017）。また、国の調査（2015、調査対象小・中・高等学校674校）によれば、SC配置の主な成果として、「学校教育相談体制の強化」「不登校の未然防止、早期発見、早期対応」等が挙げられ、96.0%（647校）の学校が「SCの必要性を感じている」と回答しており、SCの配置の拡充や資質の確保が望まれている。そして、全国的に見ればSCの常勤化が試行的に僅かながら始まっている。

さらに近年、児童生徒への予防・開発的支援としての心理教育へのニーズが高まり、その導入が広がりをみせている。昨今、いじめ防止対策推進法（2013）、自殺対策基本法の一部を改正する法律（2016）等、学校不対応

への予防教育や啓発の実施に関わる法整備も進んでいる。また、「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」(文部科学省、2016)においては、一人一人の多様な課題に対する切れ目のない組織的支援の推進や、児童生徒が不登校にならないような魅力ある学校づくりを目指すことの重要性が強調されている。加えて、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(文部科学省、2017)では、今後の教育相談体制は、事案が発生してからではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復再発防止までの一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要であるとして、学校においては、教職員、SC、スクールソーシャルワーカー(以下、SSWと略記)等の関係者が一体となった教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携づくりやコーディネーター役の教職員の配置が重要である、とされている。これらの法律や指針に共通するのは、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり、児童生徒の学習状況等に応じた指導等の充実を図り、さらに魅力ある学校づくりに対して関係者が一体となって取り組む組織的支援の推進といえる。このなかでSCは、事案対応にとどまらず、日ごろから教職員に協力しながら学校の教育相談体制強化にさらに貢献するとともに、児童生徒への予防・開発的支援である心理教育にも大きく寄与することが期待される。

そこで、本論文は次の2点を目的とする。第1は、学校における予防・開発的支援であるいじめ防止活動等について、SCが実際にどのように関与しているかをSC対象のアンケート調査結果をもとに明らかにする。第2は、予防・開発的支援(心理教育)について先行研究を概観しながら、学校における実効的な予防教育の在り方について検討する。

II 調査

1. 方法

調査時点：2015年5月

対象：A県SC全体会に参加したSCにアンケート調査(勤務校毎)を依頼した。有効回答数は613人。

調査内容：SCとして勤務する学校で、いじめ防止を目的としたプログラムや取り組みが行われているか。その活動内容(自由記述)とSCの直接関与の状況について回答を得た。

倫理的配慮：データは統計的に処理され、個人が特定される形で利用されることはないこと、協力したくない場合はその意思が尊重されることを説明した上で実施した。結果については翌年のSC全体会にて報告した。

2. 結果

「いじめ防止のために学校が日頃から取り組んでいる活動がありますか」について、「ある」と回答したSCは613人中202人(33.0%)であった。さらに、その活動にSCが直接関与しているかについては、全体で135人(66.8%)が「関わっている」と回答した(表1)。

SCが直接関与しているいじめ防止活動の内容(表2)は、ソーシャル・スキルトレーニング(SST)が最も多く、続いて人権教育への協力やいじめアンケートへの協力・対応、教育相談部会やいじめ対策委員会への出席・助言等が上位を占めた。その具体的内容を自由記述回答からアンケート用紙に2行以上の説明が書かれたものについて以下に記載する。この他に、SCの直接関与はないが、教員による道徳教育の実施(24校)、弁護士による人権教育のための授業(3校)、スクールバディ活動、いじめ防止のポスター掲示、意見箱の設置、「先生、あのね……」の取り組み等がいじめ予防の取り組みとして報告された。

【SCが直接関与しているいじめ防止活動の取り組み(自由記述回答より)】

- ・対人トラブルを未然に防止する意味を含めてSSTの授業(中2)と、ストレスマネジメントの授業(中3)をSCが行った。
- ・「アサーション」「相談できる力」「ストレスコーピング」について話している。児童生徒の発達段階に応じた内容で授業を行っている。
- ・道徳の時間を使って、SCが小4と小6にアサーションについての授業を行った。ロールプレイを用いて対人場面での具体的なことばかけや非言語のジェス

表1 いじめ防止活動について(校)

| | SCの直接関与 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 中高一貫 | 合計 |
|---------------------|---------|-----|-----|------|------|-----|
| いじめ防止活動あり (202校) | あり | 65 | 52 | 16 | 2 | 135 |
| | なし | 34 | 31 | 2 | 0 | 67 |
| 計 | | 99 | 83 | 18 | 2 | 202 |

表2 SCが直接関与しているいじめ防止活動の内容(件)(自由記述により複数回答 計163件)

| | 活動内容 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 中高一貫 |
|----|--|-----|-----|------|------|
| 1 | アサーション、アンガーマネジメント等 SST 教育、構成的グループエンカウンターの実施、心の授業 | 19 | 14 | 2 | 0 |
| 2 | 人権教育(いじめ予防)への協力、ポスター、相談箱設置 | 13 | 5 | 1 | 0 |
| 3 | 教職員間の情報共有、校内巡回・観察 | 10 | 10 | 2 | 1 |
| 4 | いじめアンケートへの協力、気がかりな児童生徒への面談 | 6 | 15 | 2 | 1 |
| 5 | 教育相談部会・校内委員会への出席・助言 | 5 | 10 | 2 | 0 |
| 6 | いじめ防止対策委員会への出席・助言 | 4 | 6 | 2 | 1 |
| 7 | 教員対象校内研修会への関与、いじめ DVD の活用 | 4 | 1 | 1 | 0 |
| 8 | 教育相談週間(ふれあい週間)の実施 | 3 | 5 | 0 | 0 |
| 9 | ピアサポート講座実施 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| 10 | 他学年への全員面接 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| 11 | 給食交流 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 12 | いじめをテーマにした SC 便り発行 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| 13 | 集団テスト等を介した教員への助言 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 163 件 | 72 | 74 | 14 | 3 |

- チャーなどを行った。
- ・中学校、3年前から校内研修年3回。教員対象にSCがアンガーマネジメントの事前研修を実施している。その後、教員が総合の時間に年3回(6月、9月、2月)、各クラスでアンガーマネジメントの授業を行う。SC作成のアンガーマネジメント教材をもとに教員がさらに事前研修を受ける。
 - ・ピアサポート活動。3年前から始めた。ピアサポーターの募集は後期中1～2年を対象に1回行い、3回の講習をSCが行う。その後、月1・2回のペースでスキルアップ研修や打合せをしている。ピアサポート担当の教員がスケジュールの調整を行う。ピアサポーターは広報活動(朝会、放送、ポスターによる周知)に努め、普段の生活のなかで気軽に相談できる存在として機能している。今後、ピアサポーターによる相談ポストや相談時間を考えている。
 - ・教育相談週間の実施、いじめをテーマとした生徒が行う朗読劇(中学)、大学院生による心理教育(年間8回)、学級風土についての調査と教員へのフィードバック、SSTカードを活用した心理劇的展開(道徳の授業2回、小学校)を行っている。
 - ・学校全体でQ-Uテストを年2回実施しており、その活用にもSCも協力している。
 - ・年2回「教育相談週間」があり、学年に関わらず生徒から希望を取って、全ての教員、養護教諭、SCに面談できるシステムがある。
 - ・いじめ防止月間としてのスローガン作成、ポスター、

- 「いじめ相談箱」の周知に協力している。
- ・自治体主催「いじめサミット」への協力、人権教育の授業でいじめに関する講義を担当した。
 - ・学級内に「チクチクことば」「ふわふわことば」のポスターが貼られている他、学級内で対応が難しい子どもへの対応について担任に助言や協力をしている。
 - ・SCニュースレターで友達との関わり方、いじめについて取り上げている。
 - ・「学校いじめ対策委員会」を立上げ、管理職、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、SCで、地域(学校周辺)の目をどう育てていくかを含め、定例会議(学期に1回)と必要に応じて情報交換を行っている。
 - ・校内において、「子どもの話を聴く」をテーマにして教員対象に研修を行った。

3. 考察

SCが直接関与しているいじめ防止活動は、SSTに関わる授業実施等が最も多く、これはSCの専門性によるものとも思われる。また、学校が実施しているいじめアンケートへの協力や気がかりな生徒への個別面接は、中学校の取り組みのなかで最も多かったが、いじめ防止対策推進法で強調される道徳教育の充実については、教員主体に実施されている場合が多いことがわかる。SCが、週1日勤務体制のなかで学校のこれらの年間行事に直接関わっていくことは、時間的な制約もあり難しい面もある。しかしながら、年間計画を立ててアンガーマネジメント研修を継続実施している例や中学生対象にピアサ

ポーター養成を行っている例、また、年間複数回の心の授業を行ったケースも見られた。教育課程との関係もあり、心理教育に関わる実施時間の確保には勤務校のニーズを確認しながら教職員との十分な協議が求められる。そこで、本調査で得られた実践例を参考に、日頃から校内でいじめ防止について意見交換を重ね実践することにより、学校全体のいじめ抑止のボトムアップにつながると考えられる。また、各SCの個別の実践に留まらず、SC相互で学び合い、知見を共有し蓄積していくことが重要である。本調査結果では、「いじめ防止対策推進法」で義務とされる校内のいじめ防止を目的とする組織（委員会）へのSCの出席は13件に留まった。この組織の運用は各校で実情が異なり、委員会日程とSC勤務日が合わないなど課題も多いが、いじめ防止の校内体制作りにもSCも主体的に関与していく必要があると思われる。

Ⅲ 予防・開発的支援（心理教育）への ニーズの広がり

1. 学校における予防・開発的支援（心理教育）

市橋（2000）によれば、心理教育には大きな2つの流れがある。1つは、医療で用いられているものであり、精神病における寛解期に、患者の家族、または、患者自身に対して行われる再発防止の介入プログラムとして、または、より広く精神疾患を持つクライアントとその家族に対する疾患理解を促進する働きかけとして位置付けられている。2つ目は、学校で用いられるものであり、児童生徒の問題行動の予防、再発防止を目標とした介入アプローチのひとつとして位置づけられる。即ち、「心理教育とは、学校のなかで行われる、またはそれを利用した心理学的なアプローチであり、主として集団をターゲットにして行われるという点で従来の狭義の学校カウンセリングと区別される。逆に、学級の雰囲気作りなどのような、従来から教師・教育実践者が学級経営として取り組んでいる課題の一部は心理教育と再定義できる内容を含んでいる」と説明している。

いじめ防止対策推進法（2013）には、学校におけるいじめの防止について、「（第十五条）学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と書かれており、さらに、いじめ防止基本方針（2017年改定）には次のように記されている。「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全て

の児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に『いじめは決して許されない』ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である」。

これを受けて、いじめの再発防止や予防という観点から、各自治体がいじめ防止プログラムを策定し発表している（例：東京都、さいたま市、兵庫県、堺市、など多数）。東京都教職員研修センター（2014）による「いじめ問題に関する研究（児童生徒 9,360名、教員1,071名、保護者3,311名対象）」では、いじめの原因として、1位「ストレスがたまっている」（児童生徒 61.1%、教師 51.9%、保護者 55.2%）、2位「子供同士がお互いを大切にしていない」（児童生徒 46.4%、教員 71.5%、保護者 53.2%）という結果が報告されており、これらの結果から、子どもたちの対人関係を考える上でストレスが大きな要因になると考えられ、ストレスや困難状況に対応する力を子供たちに醸成することが求められる（石川、2017）。また、伊藤（2017）は、いじめの加害役割と被害役割は固定したものではないこと、さらに、いじめ被害者は自尊感情が低く情緒不安定な特徴を有するが、それに加害経験が加わるとより一層、自尊感情（とくに人間関係における自己肯定感）は低くなることを示唆している。いじめについては被害者支援の緊急性が叫ばれるが、それと同時にいじめに走る子どもたちが抱える自尊感情の低さや仕返し願望の強さについては、いじめ防止の観点からも有効な指摘と考えられる、としている。このように、いじめ等の問題行動の発生そのものを防ぐには、他者を思いやる気持ちやソーシャルスキルの醸成の他、例えば、学校生活上で困難に遭遇しても対処できる力を育てて深刻な被害を未然に防ぐといった取り組みが日常的に必要なのである。

岡崎ら（2012）は小学校教員489名、中学校教員387名を対象に調査を行った結果、その半数以上の教員が自己コントロールや対人関係に関する力が児童生徒に不足し

ている、と感じていた。心理教育的アプローチについては、必要性を認識しているものの、実施するための時間的、人的、資源的な課題や、教育の機会に関する課題があることを指摘している。荒木ら（2010, 2013）は、心理教育を受けていない児童生徒との比較によって、全校単位の効果研究を行い、心理教育によって自尊心が高まることを明らかにしている。このように心理教育プログラム研究は多岐に亘り多くの実践がなされ（勝間2011、安藤2012、下田2013、鈴木2013、中村ら2014、飯田2015、秋光ら2016、後藤ら2018、福田2018、伊藤2018）、数々の文献や書籍が蓄積されてきた。

窪田（2018）によると、学校における集団を対象とした心理教育は、基本的な対人スキルの獲得・維持を目的としたものと、特定の問題の予防教育に分けることができるとしている。全般的なスキルアップのための予防教育とは、学校現場において実施が容易なグループアプローチであるソーシャルスキルトレーニング（SST）、構成的グループ・エンカウンター（SGE）、ストレスマネジメント教育（SMG）、集団的認知行動療法プログラムなどが主に含まれる。特定の問題の予防教育とは、喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止、自殺予防教育、性教育、いじめ防止教育、心の減災教育（避難行動の効力感の向上、一般的効力感の向上、呼吸法対処効力感の向上、否定的な認知の修正ができるという理解、対人信頼感の向上）としている。特定の予防教育については、SST、SGE、SMGなどの全般的、基本的な対人スキルの獲得・維持を目的とした心理教育を基礎としながら、各テーマを関連付けて体系的に実施することでより効果的な展開になる可能性について触れている。また、山下ら（2017）は、心理教育自体の課題として3つの課題を指摘している。すなわち、①プログラムの構造、目的、背景理論による命名が混在していること、②同じような要素を持った内容の演習が異なる枠組みの中で実施されていること、③同じプログラム目的であるにも関わらず異なる枠組みの中で実施されていること、などである。そのため、これらの課題に心理教育プログラムの実施者が対象となる学級や子どもたちの実態にあったプログラムの選択ができにくいことに影響を与えている。そこで、学校現場のニーズに即した実践を保障するために各種心理教育プログラムの内容分析及び体系化を行う必要がある。窪田ら（前出）は、各心理教育プログラムが対象となる子どもたちや学級のニーズに即して適切に実施されていくためには理論的立場に基づくSSTとかSMEとかSGEなどといった枠組みを離れ、プログラム実施目的（ニーズ）と演習（実施課題）の対応関係を明らかにする必要があると指摘し、心理教育を現場で導入・実施する上での課題として、時間的課題、人的課題、資源的な課題、教育

の機会に関する課題、ニーズの把握及びプログラム選択に関する課題、一般化に関する課題が挙げられるが、そのような課題においてSCが果たす役割は重要であると指摘している。このことは、筆者の調査結果からも同様の傾向がみられた。

学校で行われる心理教育については、SST（前田1999他、文献多数）、SGE（國分1981、1992、2000）、SMG（文献多数）、集団的認知行動療法プログラムの他に、ピアサポート活動、アサーショントレーニング、アンガーマネジメント、ライフスキルトレーニング、キャリアカウンセリングなどがある。これらについては、「生徒指導提要」（2011）において、教育相談でも活用できる新たな手法等として「問題を未然に防ぐ（予防的）教育相談の進め方」の項に記載されている。

2. いじめ防止活動など予防・開発的支援（心理教育）におけるスクールカウンセラーの役割

石倉・中田（2016）は、SCが行う心理教育とは学校教育という場においてこころや対人関係のあり方に関するニーズに応えるため、情報を共有し、対処を工夫し、支えあうことを通して発達課題の達成や解決を促す営みであると指摘した上で、日本心理臨床学会第32回（2013）～34回（2015）秋季大会発表論文集においてSCが教員等と実施する心理教育の授業について次のように大別している。動作法によるいじめ予防教育の試み、対人関係ゲーム・プログラム、認知行動療法的アプローチに基づくうつ予防のための心理教育、自殺予防教育等である。東京都教育委員会（2018）は、「SOSの出し方に関する教育の推進について」を公表した。これにより東京都内小・中・高等学校全校にSOSの出し方に関するDVD教材を配布し、「子供が、現在起きている危機的状況を、又は起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにすること」「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的として授業を実施するよう奨励している。授業実施の折には、「学級・ホームルーム担任、同じ学年を担当する他の教員、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等によるチームティーチングで行うことが望ましい」と組織的対応をするよう促している。荒木（2013）は、学校における予防的支援の実践モデルは、ニーズの把握、実践、評価の3段階を含み、最初のニーズ把握の段階では、学校環境や児童生徒の特徴など学校コミュニティの特徴をSCが把握し教師と共通理解した上で、予防的支援の目標を設定し、具体的な支援方法を計画する必要性を論じている。

また、前掲の「児童生徒の教育相談の充実について（報告）」には、SCに求められる能力及び資格として、「学

校に適した心理学的な技法を開発する能力、心理・健康的側面の査定能力、カウンセリング面接やグループ面接等の種々の技法を用いた対処能力、教員への心理学的見地からの助言に加え、学校組織への支援を行う組織心理学的援助能力、児童生徒への心の健康保持活動（ストレスマネジメントや対人関係訓練等）の企画立案能力が求められる。また、心理と学校教育両方の知識を有し、教職員及び関係機関と連携・協働しながら教育相談を実施する能力も必要である」とし、同報告のSCガイドライン（試案）には、「児童生徒の困難・ストレスへの対処法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象として心理教育プログラム等の実施」が明記されている。鈴木ら（2013）は予防に関して、Caplan（1964）をとりあげ、公衆衛生の観点より早期の段階で介入することを目的として、1次予防、2次予防、3次予防に分類している。1次予防は、問題や病気が発症する前に働きかけをすることあり、2次予防はそれらが発生した初期段階で働きかけることであり、3次予防は、病気や問題が蔓延し、深化するのを抑える働きかけである。このようにどの段階で働きかけるかにより、その援助方法が異なると指摘しているが、SCが心理教育を通して教師と連携することは、心理教育実践前のアセスメントから実践後のフォローまで縦断的な過程についても共有することにつながり、そしてこの縦断的なSCと教師のつながりこそが、2次予防、3次予防においても大きな役割を果たすと考えられると、指摘している。

このように、いじめ等の問題行動の発生そのものを防ぐには、他者を思いやる気持ちやソーシャルスキルの醸成の他、例えば、学校生活上で困難に遭遇しても対処できる力を育て、深刻な被害を未然に防ぐといった取り組みが日常的に必要である。SCは児童生徒へのカウンセリングや教職員へのコンサルテーションをするだけでなく、教員と連携しながら授業等を通して心理教育を実施することが求められている（山下・窪田2017）。また、いじめの未然防止や早期対応、相談しやすい環境作りのためにSCによる全員面接が実施されている自治体もある（東京都）。SCと教員の具体的協働については、荒木ら（2010、2013）の実践が参考になる。荒木は、教師と複数の外部臨床心理士が役割を分担し、連携を図りながら心理教育を学校全体で数年間継続した実践を紹介している。臨床心理士と教師とのティームティーチングによる心理教育の授業実践を行う過程において、校内研修の実施、教師による児童についての適切な資料提供、授業観察やコンサルテーションを行い、児童の実態に即した効果的なプログラムの作成や実践が可能になったとしている。その際に、教師と外部臨床心理士の打合せ不足の課題を挙げて、それ故に通常配置のSCの役割は大き

いとしている。また、学級のアセスメントに関して、三島（2006）は、SCが学級集団作りに対するコンサルテーション過程において、学級のアセスメントを実施、助言することが有効に働く可能性を述べた上で、学校への効果的な心理教育プログラムの導入・実施の在り方を考えるために、そのプロセスの中でどのようなことが促進・抑制要因になるのか、さらにSCの関与がどのような影響を与えるかについての検討は不十分であり、探索的な検討が求められるとしている。加えてこれらの検討によって、SCの役割を明確にし、教師が心理教育を導入・実施を容易にしていく環境づくりが求められる、としている。

IV 総合考察と今後に向けて

近年、社会的にもいじめ問題は大きく取り上げられ、発生そのものを防ぐことや、ソーシャルスキルの獲得など、予防に関わる教育の実施について法整備もされてきた。学校は、複数の教職員、心理、福祉等の専門家とその関係者によっていじめ防止等に関する措置を組織的に実効的に推進することが求められている。本論で取り上げたさまざまな実践研究からも、その推進においてSCの役割の重要性がわかる。法や指針に魂を吹き込むのはその担い手である。予防・開発的な支援活動の実践記録や文献は蓄積されているが、それを実践する際に重要なのは実態を把握して分析すること、即ちアセスメントであると思われる。当該校が所在する地域文化、子供たちや保護者の状況やニーズ、教職員の方針や思い、学級風土等をきめ細かく事前評価し、心理教育のプランを立て、教職員が一丸となっていじめ防止活動に取組み、修正しながらその学校に合った方法を実行していくことである。これまで筆者はSCとして、問題が顕在化した時の支援はもとより、予防開発的な支援として児童生徒対象の心理教育の大切さを考え、ささやかながら実践を重ねてきた。そこでつねに感じるのは、同じプログラムや資料を用いても学級によって展開が異なることである。それ故に、担任教員との事前の打ち合わせや協働は不可欠であり、さらに重要なのは、終了後の振り返りや教員とのその後の情報共有である。SCによる児童・生徒全員面接においても、実施した後に担任教師と情報提供をしながら、必要に応じて個別支援を行い、児童生徒の日常を支援していくことが重要であった。SCは学校に定期的に勤務しており、未然防止や早期対応に寄与することが可能である。週1日程度の非常勤職で緊急対応には及ばない点も多いが、日頃から心理教育について十分に精通し、目の前の子供たちに実効性のあるプログラムを提供することが求められる。

2018年は、心理職の国家資格である第1回公認心理師試験が実施された。公認心理師法第2条には、「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと」が挙げられている。すなわち、より幅広い層への予防的支援を行うことであり、心理教育が心理専門職の業務として明確に位置付けられたことがわかる。いじめアンケートの結果として、毎年回答の6割を占める様態は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。まずは、ことばやコミュニケーションについて子どもたちが幼児期などごく早い段階から意識をもって学べるよう機会を創設することが喫緊の課題であろう。

<付記>

調査にご協力いただいたSCの方々に心より感謝申し上げます。本調査の実施及び集計に当たっては、上野綾子氏、尾形剛氏、柴田恵津子氏、杉原紗千子氏、宮田葉子氏、吉田章子氏の協力を得た。また、本研究の一部は、日本心理臨床学会第35回秋季大会において発表した。

<文献>

- ・秋光恵子・松本剛・古川雅文・北川真一郎・寺戸武志・阿部浩士・堀井美佐 (2016). 学校におけるいじめ未然防止プログラムのための包括的測定尺度開発の試み 兵庫教育大学研究紀要. 第48巻, 21-28
- ・安達知郎 (2012). 学校における心理教育実践研究の現状と課題—心理学と教育実践の交流としての心理教育— 心理臨床学研究, 30, 246-255.
- ・安藤美華代 (2012). 小学生の心理・行動上の問題を予防する持続可能な心理教育—“サクセスフル・セルフ2011(児童生徒版)”のプロセス評価研究— 岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 第150号, 25-33
- ・安藤美華代 (2012). 小中連携による児童生徒のいじめを予防する継続的心理教育—“サクセスフル・セルフ2010”を用いた実践研究— 岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 第151号, 13-22
- ・荒木史代・窪田由紀・小野真二他 (2010). 学校全体を対象とした心理教育の導入・実践過程—ある小学校での「対人スキルアップ・プログラム」の実践の検討から— 心理臨床学研究, 28(2), 172-183
- ・荒木史代 (2013). スクールカウンセリングにおける予防的支援 風間書房
- ・福田萌 (2018). いじめ予防・対処プログラムの有効性に関する研究—小学生に対する実践事例の検討— 奈良教育大学教職大学院研究紀要, 学校教育実践研究, 10, 53-61
- ・後藤綾文・瀬戸美奈子 (2018). 家庭・学校・地域で連携したいじめ予防活動の推進 三重大学教育学部研究紀要, 第69巻, 教育実践, 453-459
- ・兵庫県教育研修所. いじめ未然防止プログラム

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kenschusho/07kokoro/ijimemizen/> 2018年11月参照

- ・市橋直哉 (2000). 学校における心理教育的アプローチの構造—形式的側面を中心にして— 東京大学大学院研究科紀要, 39, 245-253
- ・飯田順子・杉本希映・青山郁子・五十嵐哲也・遠藤寛子・渡辺弥生 (2015). 学校における新しい援助サービスの創造—「包括的いじめ予防プログラム」の開発に向けて— 日本教育心理学会第57回総会発表論文集, JD01, 58
- ・石川悦子 (2017). 他尊感情の育成を目的とした心理教育の試み—子ども理解と予防開発的教育相談の実践— こども教育宝仙大学紀要, 8, 1-11
- ・石倉篤・中田行重 (2016). 学校の授業におけるスクールカウンセラーが行う心理教育の今日的課題 関西大学心理臨床センター紀要, 7, 57-66
- ・伊藤美奈子 (2017). いじめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎研究—自尊感情に着目して— 教育心理学研究, 65, 26-36
- ・伊藤美奈子 (2018). 臨床心理学における研究の動向と今後に向けて 教育心理学年報 57, 98-111
- ・勝間理沙・津田麻美・山崎勝之 (2011). 学校におけるいじめ予防を目的としてユニバーサル予防教育—教育目標の構成とそのエビデンス— 鳴門教育大学研究紀要第26巻, 171-185
- ・國分康孝 (1981). エンカウンター—心とこころの触れ合い— 誠信書房
- ・國分康孝編 (1992). 構成的グループ・エンカウンター 誠信書房
- ・國分康孝 (2000). エンカウンターで学級が変わる (中学校編) 図書文化
- ・窪田由紀 (2013). 児童生徒への間接的な支援活動—学校への心理教育の導入・実践に向けての支援を中心に— 臨床心理学, 13, 642-646 金剛出版
- ・窪田由紀 (研究代表者) (2018). 包括的学校危機対応準備モデルの生成と実施体制の構築に関する研究 平成25年度～29年度日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書基盤研究 (B) 課題番号25285191
- ・前田ケイ (1999). SSTウォーミングアップ活動集 金剛出版
- ・文部科学省 (2010). 生徒指導提要 第5章教育相談
- ・中村玲子・越川房子 (2014). 中学校におけるいじめ抑止を目的として心理教育的プログラムの開発とその効果の検討 教育心理学研究, 62, 129-142
- ・堺市. ネット防止プログラム <http://nib.sakai.ed.jp/> 2018年11月参照
- ・岡崎由美子・安藤美華代 (2012). 心理教育的アプローチに対する教育現場の実態とニーズ 岡山大学教師教育開発センター紀要, 第2号, 33-42
- ・下田芳幸 (2013). 小学生を対象とした予防的心理教育研

- 究の実践動向－ストレスジメント教育と集団社会的スキル
トレーニングに焦点を当てて－ 富山大学人間発達学研究
実践総合センター紀要, 養育実践研究, 第7号, 71-84
- ・埼玉県. いじめ防止プログラム <https://www.pref.saitama.lg.jp/g2204/ijimebousi-puroguramu.html> 2018年11月参照
 - ・三島美砂 (2007). スクールカウンセラーによる学級集団
作りに悩む教師への支援: 「教師用 RCRT」・〈学級雰囲気〉
質問紙を用いて 神戸常盤短期大学紀要, 28, 17-25
 - ・鈴木美樹江・川瀬正裕 (2013). 中学生に対する自尊感情
を高めることを主眼とした心理教育実践－スクールカウ
ンセラーと教師の連携を通して－小児保健研究, 72
(5), 699-705
 - ・東京都教育委員会 (2014). いじめ問題に対応できる力を
育てるために「いじめ防止教育プログラム」
 - ・東京都教育委員会 (2017). いじめ総合対策 第2次 下
巻実践プログラム編
 - ・東京都教育委員会 (2018). SOS の出し方に関する教育」
を推進するための指導資料について
 - ・東京都教職員研修センター (2014). いじめに関する研究
報告書
 - ・山下陽平・窪田由紀 (2017). 我が国の学校臨床における
心理教育の現状と課題－学校への本格的導入に向けての
促進要因・阻害要因の検討－ 名古屋大学大学院教育発達
科学研究科紀要心理発達科学, 64, 51-61